地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令(概要)

令 和 2 年 8 月 総務省自治行政局福利課

1. 概要

退職等年金給付に係る標準報酬の区分については、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 20 条第 2 項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、現行の標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができるとされている(地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 43 条第 4 項)。

このたび、厚生年金保険制度において、令和2年9月1日から現行の標準報酬月額の最高等級の上に更に1等級追加する改定を行うとともに、標準賞与額の最高限度額が定められることを踏まえ、退職等年金給付に係る標準報酬の区分及び標準期末手当等の額の最高限度額についても同様の措置を講ずることとする。

2. 改正の内容

(1)標準報酬の区分について

地方公務員等共済組合法第 43 条第 1 項に規定する標準報酬の区分について、同条第 4 項の規定に基づき、厚生年金保険法第 20 条第 2 項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、現行の最高等級(第 30 級:620,000円)の上に、更に 1 等級(第 31 級:650,000円)を加えるための必要な読替えを規定する。

(2)標準期末手当等の額の最高限度額について

標準期末手当等の額の最高限度額を150万円(現行と同額)と定める。

- ※ 地方公務員等共済組合法第 44 条第1項に規定する標準期末手当等の額の最高 限度額については、同条第3項の規定により、同法第 43 条第4項の規定による 標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額とされている。
- (3) 所要の経過措置について 所要の経過措置を定める。

3. 根拠法令

地方公務員等共済組合法第43条第4項、第44条第3項及び第145条の2

4. スケジュール

公布日:令和2年8月14日施行日:令和2年9月1日